

○松本市家具転倒防止事業補助金交付要綱

平成28年6月29日

告示第287号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）が属する世帯の家具転倒防止の取組みを促進し、地震発生時における被害の防止又は軽減を図るため、高齢者等が居住する建物の家具転倒防止工事に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市家具転倒防止事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 タンス、食器棚、書棚等の主として木質系の材料で作られている大型の家具であって、災害時に転倒することにより、生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。
- (2) 家具転倒防止器具 家具の転倒を防止するために有効な器具及びその器具の取付けに係る資材をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属すること。
 - ア 75歳以上の高齢者
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - エ 長野県知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条

の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める者

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
家具転倒防止器具（対象者がその生活の本拠として現に居住する建物内の家具に取り付ける家具転倒防止器具に限る。以下同じ。）の購入又は取付けに係る経費	補助対象経費の2分の1以内 (補助限度額2万円)

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、松本市家具転倒防止事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、家具転倒防止器具の取付完了の日から3週間以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 対象者の属する世帯の世帯員全員の記載のある住民票の写し

(2) 対象者の属する世帯の世帯員全員が第3条第2号イからオまでに掲げる者のいずれかに該当するものであることを証する書類の写し

(3) 家具転倒防止器具の購入又は取付けに係る経費の支払いが完了したことを証する書類の写し（領収書等）

(4) 取り付けた家具転倒防止器具の内容及び金額を証する書類の写し

(5) 家具転倒防止器具の取付前後の写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び補助金額の確定をしたときは、松本市家具転倒防止事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、当該対象者に対して通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた者は、松本市家具転倒防止事業補助金請求書兼口座振込依頼書（様式第3号）により、市長に対して補助金を請求するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に購入又は取付けを実施した家具転倒防止装置に係る補助金の交付申請から適用する。